

事 務 連 絡
令和7年10月15日

各都道府県

被災者台帳所管部（局）長

殿

衛生主管部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）
厚生労働省健康・生活衛生局健康課長

被災者に関する標準的なヒアリングシートの積極的な活用について

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年能登半島地震においては、発災直後から、保健師、管理栄養士等（以下これらを「保健師等」という。）による巡回等により、被災者に関する情報の把握が迅速に行われた一方で、把握した情報の集約が円滑に進まないといった課題が生じており、デジタル行財政改革取りまとめ2025（令和7年6月13日デジタル行財政改革会議決定）においては、「被災者の情報を集約・共有できるようにしていくため、被災者情報を把握するための既存の各種フォーマット（例：保健師等による調査票、被災者台帳）の共通化に向けた検討を進める」ことが記載されたところである。

今般、発災時に保健師等、社会福祉協議会、NPO等が巡回等により把握した被災者に関する情報を、関係者間で円滑に共有できるようにするため、別添のとおり、「被災者健康相談票（共通様式）」及び「被災者健康相談票（保健師等様式）」※（以下これらを「標準的なヒアリングシート」という。）を作成し、下記のとおり、その活用方法等について整理したので、執務上の参考とされるとともに、関係部局及び管内市区町村に周知いただくようお願いする。

なお、標準的なヒアリングシートを積極的に活用いただきたいが、「健康相談票」等の従前のヒアリング様式を当分の間使用することでも差し支えないことを申し添える。

※「被災者健康相談票（保健師等様式）」については、現在、その内容について見直しを行っており、今後、修正が生じる可能性がある。

記

1 被災者に関する情報把握の在り方について

被災者一人ひとりに寄り添った支援を実施するためには、被災者が避難生活を送る場所にかかわらず、被災者に関する情報の把握を徹底することが重要である。

被災者に関する情報の把握に当たっては、戸別訪問や電話等によるアウトリーチの実施や、被災者自らの情報発信（アプリ等による発信等）を促すことが効果的であり、アウトリーチによる情報把握については、保健関係者、医療関係者、福祉関係者、自主防災組織、民生委員、NPOやボランティア等の民間団体など、様々な主体と連携して実施することが望まれる。

このほか、以下の点にも留意いただきたい。

- ・ アウトリーチの範囲は、全戸訪問による悉皆調査を含め、被災状況等に応じて検討すること。その際、孤立地域や要配慮者のいる世帯から訪問するなど、優先順位を決めること。
- ・ 要配慮者に関する情報の把握に当たっては、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に記載されている情報も活用すること。
- ・ 避難所の案内や罹災証明書の申請案内など、必要な支援情報の提供を併せて行うこと。

2 被災者台帳と標準的なヒアリングシートの関係について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の3第1項に基づき、市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成することができることとされており、被災者台帳は、避難者に関する情報を集約し、関係者間で共有するに当たって大いに役立つ。

特に、今般、作成した「被災者健康相談票（共通様式）」は、被災者台帳に記載・記録する標準的な事項と連動したものとなっていることから、積極的な活用をお願いしたい。なお、集約した情報は、第90条の4第1項第2号から第4号までの規定に基づき、仮に、本人の同意が無い場合であっても、市町村内部での利用や自治体間での共有等が可能である。

また、「被災者健康相談票（共通様式）」が従前のヒアリング様式である「健康相談票」の項目を網羅していないことから、保健師等が「被災者健康相談票（共通様式）」を記載する際に併せて、「被災者健康相談票（保健師等様式）」についても記載し、収集した情報を保健医療活動に活用することが望ましい。

(参考)

- ・「被災者台帳の作成等に関する簡単手引き」(令和7年8月 内閣府(防災担当避難支援室))
- ・「被災者台帳を活用した被災者支援の積極的な実施について」(令和7年7月8日 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難支援担当)事務連絡)

(掲載元) 内閣府HP

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/hisaisyadaicho.html>

3 標準的なヒアリングシートの活用方法について

発災時、保健師等、社会福祉協議会、NPO等が巡回等により被災者に関する情報を把握する場合には、標準的なヒアリングシート(特に共通様式)を積極的に活用いただき、関係者間で速やかに共有すること。

「被災者健康相談票(共通様式)」を用いて得た情報については、前述のとおり、市町村内部での利用や自治体間での共有等を行う場合は本人の同意は不要だが、これら以外の者と共有を行う場合は個人情報保護法(平成15年法律第57号)第27条及び第69条の規定に基づき、原則、本人の同意が必要となる。したがって、後者の共有を行うことが想定される場合、「被災者健康相談票(共通様式)」を活用してヒアリングを行う際には、把握した情報について、支援の実施に必要な限度で、支援の実施に携わる関係者に対して提供を行う旨、本人の同意を得ること。

関係者に共有された情報は、速やかに、被災者台帳(被災者台帳システムを含む。)に記載・記録されることが望ましいことから、その記載・記録を担当する部署や職員など、役割分担については、平時から被災者台帳の担当部署において検討することが必要である。

また、被災者台帳に記載・記録された情報については、関係者に随時共有することが可能となるため、例えば、被災者台帳システムの閲覧権限を取得するなど、災害時に必要な情報が、保健師等が所属するヒアリング実施部署にも随時共有されるよう、平時から、被災者台帳の担当部署とヒアリング実施部署において調整をしておくことが望ましい。

これにより、巡回等により把握した情報が、関係者に速やかに共有され、被災者一人ひとりに寄り添って、専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、継続的に支援を行う「災害ケースマネジメント」の円滑な実施につながる。

(参考)

- ・「災害ケースマネジメント実施の手引き」(令和5年3月 内閣府(防災担当))
- ・「災害ケースマネジメントに関する取組事例集」(令和4年3月 内閣府(防

災担当))

・「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」(令和6年6月 内閣府(防災担当))

(掲載元) 内閣府HP

災害ケースマネジメントに関すること

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/case/index.html>

在宅避難者・車中泊避難者の支援に関すること

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/shien/index.html>

<問合せ先>

(本事務連絡全般に関すること)

内閣府政策統括官(防災担当) 付参事官(避難支援担当) 付
黒濱、小林、牧野、井形

TEL:03-3593-2849 (内線 51360)

(災害時の保健師による保健活動に関すること)

厚生労働省健康・生活衛生局健康課 保健指導室
北村、納富、尾川

TEL:03-5253-1111 (内線 8925)